

一関市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和8年1月29日(木) 午後1時～3時

場所 議員全員協議会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事

諮問第1号 令和7年度一関市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

【資料1】

諮問第2号 令和8年度一関市国民健康保険事業計画について

【資料2】

諮問第3号 令和8年度一関市国民健康保険特別会計予算について【資料3-1～3-2】

諮問第4号 令和8年度一関市病院事業会計予算について

【資料4】

諮問第5号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

【資料5-1～5-2】

7 答 申

8 その他

9 閉 会

一関市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和7年8月1日～令和10年7月31日)

委員選任区分	氏名	所属等	委員就任日	備考
	千 葉 哲 夫		令和4年8月1日～	
	千 葉 真美子		令和元年8月1日～	
	西 城 真 奈		令和7年8月1日～	
	小 山 亜希子		令和7年8月1日～	
	秋 保 茂 樹		令和6年7月1日～	
	杉 内 登		令和元年8月1日～	
	久保田 宗 次		令和7年8月1日～	
	小野寺 佳 美		令和7年8月1日～	
	千 葉 敏 紀		令和7年8月1日～	
	小野寺 ヨシ子		令和元年8月1日～	
	千 葉 賢 一		令和4年8月1日～	
	千 田 麗 子		令和4年8月1日～	
	佐 藤 優		令和7年8月1日～	
	柳 平 剛		令和7年5月8日～	
	田 中 正 彦		令和7年4月25日～	

【諮問第 1 号】

令和 7 年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

【事業勘定】

〔歳入〕

(単位：千円)

款	項	目	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	説明
6 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金	152,340	14,223	166,563	償還金の増に伴う財政調整基金繰入金の増
歳入合計			11,777,529	14,223	11,791,752	

〔歳出〕

(単位：千円)

款	項	目	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	説明
7 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	3 保険給付費等 交付金償還金	1	8,894	8,895	令和 6 年度保険給付費等交付金の精算による 返還金
		4 特定健康診査等 負担金償還金	1	5,329	5,330	令和 6 年度特別交付金(特定健康診査等負担金 分)の精算による返還金
歳出合計			11,777,529	14,223	11,791,752	

【参考】国民健康保険事業財政調整基金の見込み

(単位：千円)

区分	金額	内訳		備考
		現金	有価証券	
令和 6 年度末現在高	1,003,639	1,003,324	315	
令和 7 年度中の取崩し	△ 166,563	△ 166,563	0	今回補正後予算額
令和 7 年度中の積立て	200,148	200,148	0	
令和 7 年度末現在高見込み	1,037,224	1,036,909	315	

令和8年度 一関市国民健康保険事業計画

1 計画の目的

市町村国民健康保険(以下「市町村国保」という。)は、国民皆保険制度の基盤として、住民の医療を受ける機会の確保及び健康の保持・増進に大きく寄与する地域医療保険制度であり、重要な役割を担っております。

一方で、市町村国保は、加入者の平均年齢が高く、1人あたりの医療費が高水準となる傾向にあることに加え、高齢化の進展や高度医療の普及に伴う医療費の増加等により全国的にその運営は年々厳しさを増しております。このような状況を踏まえ、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化が実施され、国による財政支援の拡充が図られてきたところです。

本計画は、制度環境及び市を取り巻く状況を踏まえ、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を確保するとともに、被保険者の健康の保持・増進を図り、必要な保険給付を適切に行うため、令和8年度における運営の基本方針及び主な取組内容について定めるものです。

2 基本方針

令和8年度においては、次に掲げる事項について着実に取り組むとともに、岩手県との連携の下に、国民健康保険事業の運営の健全化と安定化に努めるものとします。

(1) 保険税の適正な賦課・徴収

国民健康保険事業は、公費負担と保険税によって運営される制度であることから、必要な財源の確保及び負担の公平を確保するため、収納率の向上に向けた取組を一層推進し、保険税の適正な賦課・徴収に努めます。

(2) 適正な資格適用と給付

限られた財源で国民健康保険事業を持続的に運営をしていくため、引き続き被保険者資格の適正な適用を行うとともに保険給付についても適正な執行に努めます。

(3) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化

「一関市国民健康保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、関係機関と連携しながら総合的かつ効果的な保健事業を実施することにより、被保険者の健康の保持・増進、疾病予防及び重症化予防を推進します。また、計画の進捗管理及び中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことで、被保険者の負担軽減及び医療費の適正化に努めます。

(4) 積極的な制度周知と情報提供

国民健康保険制度の運営状況や保険税負担に対する理解等を深めていただくため、制度の仕組みや財政状況、持続させるために必要な取組、各種給付制度や負担軽減制度について、分かりやすい情報提供と周知に努めます。

(5) 国等に対する働きかけ

持続可能な国民健康保険制度の安定的な運営及び制度上の課題解決に向け、引

き続き国等に対し、必要な制度改善や財政措置について要望・提言していきます。

3 主な取り組み

(1) 保険税の適正な賦課・徴収

事業名等	事業内容等									
税率の見直し等	<p>令和8年度から、「子ども・子育て支援金」制度に基づき、現行の国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金を追加して徴収することになります。</p> <p>子ども・子育て支援納付金以外の現行の国民健康保険税については、県が策定した第3期岩手県国民健康保険運営方針における保険税水準の統一に係る動向等を踏まえた中期的な財政見通しでは、財政調整基金の活用により、必要な歳入を確保できる見込みであることから、令和8年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率は据え置くこととします。</p> <p>なお、課税限度額や軽減判定所得の見直しがなされる予定となっていることから、制度改正に対応した条例改正を検討することとします。</p>									
収納率の向上対策	<p>国民健康保険制度の趣旨や保険税負担の公平性確保に対する理解を得ながら、引き続き収納率向上のための取り組みを推進します。</p> <table border="1" data-bbox="552 1055 1390 1223"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 1055 826 1137">区分</th> <th data-bbox="826 1055 1118 1137">令和8年度予算</th> <th data-bbox="1118 1055 1390 1137">〔参考〕 令和6年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 1137 826 1178">現年課税分</td> <td data-bbox="826 1137 1118 1178">95.0%</td> <td data-bbox="1118 1137 1390 1178">95.2%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 1178 826 1223">滞納繰越分</td> <td data-bbox="826 1178 1118 1223">16.0%</td> <td data-bbox="1118 1178 1390 1223">20.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和8年度予算	〔参考〕 令和6年度実績	現年課税分	95.0%	95.2%	滞納繰越分	16.0%	20.8%
区分	令和8年度予算	〔参考〕 令和6年度実績								
現年課税分	95.0%	95.2%								
滞納繰越分	16.0%	20.8%								
口座振替制度の利用促進	<p>納期内納付を推進するため、口座振替案内を添付した納税通知書の送付や市ホームページを活用したPR等により、口座振替制度の利用を促進します。</p>									
コンビニ収納等の実施	<p>納税機会を確保し納税者の利便性向上を図るため、納税通知書及び督促状によりコンビニやスマホ決済アプリで納付できる体制を継続します。</p> <p>また、令和5年4月から開始した、地方税お支払いサイトからの納付を継続します。</p>									
徴収嘱託員の配置	<p>徴収嘱託員による訪問や電話による納税督促を行い、主に初期、少額のうちに滞納者と接触することにより、滞納が累積する前に早期解消に努めます。</p>									
休日納税相談窓口の開設	<p>平日に市役所へ行くことができない滞納者のために休日納税相談窓口を開設し、市税の納付や相談の機会を設け、滞納者との接触を図ります。</p>									
納付に資する取組の実施	<p>納付指導や納税相談の機会確保を図り、滞納者の自主納税を促進します。</p>									

(2) 適正な資格適用と給付等

事業名等	事業内容等
被保険者資格の適正化	他の健康保険と国民健康保険の資格が重複している方に対し、国民健康保険の資格喪失の届出勧奨を行います。
レセプト点検の実施	医療機関から請求されたレセプト（診療報酬明細書）の内容や国保給付資格を二重に点検・審査し、内容に疑義があるものについては過誤調整や再審査請求を行い、無資格者については医療機関への返戻や被保険者への返還請求等を行うなど、適正な保険給付に努めます。 また、被保険者への返還請求については、保険者間調整の手法を活用し、未収金の解消に努めます。
第三者行為の求償	交通事故など第三者により傷病を受けたことによると思われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当するものについては、国民健康保険団体連合会と連携しながら加害者等に対し適正な求償を行います。

(3) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化

事業名等	事業内容等				
特定健康診査の実施	<p>生活習慣病の発症や重症化を予防するため、「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳から74歳までの被保険者全員を対象として内臓脂肪型肥満に着目した健康診査を実施します。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者全員に受診票を送付し、受診を呼びかける。 特定健康診査を集団健診・個別健診・人間ドックにて実施する。集団健診においては、各種がん検診等との同時受診、土・日曜日や夜間健診を実施する。 初めて特定健康診査の対象となる40歳の方には、生活習慣病予防に関するパンフレット等を送付し、健診を活用した生活習慣病予防の意識啓発を行う。また、40歳、50歳及び70歳以上の方は、自己負担金を無料とする。 未受診の方には、勧奨はがきを送付し受診を呼びかける。 <p>【特定健康診査受診率目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>令和8年度目標</td> <td>〔参考〕令和6年度実績</td> </tr> <tr> <td>60.0%</td> <td>45.3%</td> </tr> </table>	令和8年度目標	〔参考〕令和6年度実績	60.0%	45.3%
令和8年度目標	〔参考〕令和6年度実績				
60.0%	45.3%				

<p>特定保健指導の実施</p>	<p>「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の結果、「積極的支援」「動機付け支援」に階層化された方を対象として生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防に努めます。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健診・一日人間ドックで健診当日に把握した対象者に、健診会場で特定保健指導の初回面接を実施する。 ・ 健診後に把握した対象者に指導案内を送付する。 ・ 特定保健指導は、基本的に実施日を設定しているが、利用者の都合に合わせ、個別対応も行う。 ・ スマートフォン、タブレット等を活用した遠隔面接（ICT遠隔指導）による特定保健指導を実施する。 <p>【特定保健指導実施率目標】</p> <table border="1" data-bbox="584 701 1396 786"> <tr> <td>令和8年度目標</td> <td>〔参考〕令和6年度実績</td> </tr> <tr> <td>60.0%</td> <td>21.4%</td> </tr> </table>	令和8年度目標	〔参考〕令和6年度実績	60.0%	21.4%
令和8年度目標	〔参考〕令和6年度実績				
60.0%	21.4%				
<p>重症化予防の取り組み</p>	<p>特定健診、医療、介護のデータを活用し、生活習慣病の重症化リスクの高い方を把握し、受診勧奨や保健指導を行います。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要医療者への保健指導 特定健康診査の結果、要医療者のうち、最優先介入対象者に対し、訪問等による保健指導を行う。 ・ 要医療者の受診勧奨通知 前年度の特定健診の結果、医療機関への受診が必要な方に対して、受診確認通知を送付する。 ・ 腎症2期、3期及び4期該当者への受診勧奨 前年度の特定健診の結果、腎症2期、3期及び4期に該当かつ未受診の方へ家庭訪問をし、確実に医療に繋げるとともに保健指導を行う。 ・ 糖尿病の治療中断者に対する受診勧奨 レセプトデータにより糖尿病の治療中断が疑われる方に対し、受診勧奨を行う。 				
<p>医療費の通知</p>	<p>自身の健康と、適正受診の必要性や国民健康保険制度に対する理解を深めていただくため、受診状況が容易に確認でき、自己負担分のみならず医療費全体の内容等が把握できる通知書を送付します。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診歴のある世帯の世帯主に対し、1年間分まとめて通知する（年1回）。 				

後発医薬品の普及促進	<p>患者負担の軽減と医療費の抑制を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に努めます。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品に切り替えた場合に一定の削減効果が見込まれる世帯に対し、その差額（負担軽減額）を通知する（年3回）。
健康講演会の開催	<p>他の健康に関する講演会との併催を含め、市民の関心の高い健康に関する題材をテーマとした講演会を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。</p>

(4) 積極的な制度周知と情報提供

事業名等	事業内容等
市広報による周知	<p>健康づくりや健康診査等の保健事業に関するお知らせ、保険税納付や適正受診等の呼びかけ、給付や負担軽減制度等の周知、国民健康保険の運営状況などについて市広報に掲載し、周知を図ります。</p>
ホームページの充実	<p>各種制度や手続き等についてお知らせしている市ホームページを充実させ、各種制度や手続き等について常に新しい情報をわかりやすく発信するよう努めます。</p>

(5) 国等に対する働きかけ

事業名等	事業内容等
国に対する要望・提言	<p>被保険者が将来にわたり安心して必要な医療が受けられるよう、国民健康保険の制度や財政的課題等について、引き続き市長会や国民健康保険中央会等を通じて要望・提言してまいります。</p>
県に対する提言等	<p>岩手県国民健康保険連携会議等を通じて必要な提言等を行ってまいります。</p> <p>また、保険税水準の統一に向け、当市の実情について提言してまいります。</p>

【諮問第3号】

令和8年度 国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

資料3-1

【歳入】

単位:千円

No.	区	分	08年度当初予算		07年度当初予算		比較		説	明	
			額	構成比	額	構成比	増減	伸び率			
1	国民健康保険税	現年課税分	医療給付費分	1,111,507	9.7	1,079,350	9.3	32,157	3.0	一般医療分国保税調定見込額(軽減後)1,170,008千円×収納率見込95.00% 世帯数14,314世帯 被保険者数20,262人(税算定は4~3月平均被保険者数)	【増要因】軽減対象者(軽減額)の減
2			後期高齢者支援金分	409,365	3.6	395,517	3.4	13,848	3.5	一般支援金分国保税調定見込額(軽減後)430,911千円×収納率見込95.00% 世帯数14,314世帯 被保険者数20,262人(税算定は4~3月平均被保険者数)	【増要因】軽減対象者(軽減額)の減
3			介護納付金分	127,467	1.1	124,667	1.1	2,800	2.2	一般介護分国保税調定見込額(軽減後)134,176千円×収納率見込95.00% 世帯数5,253世帯 被保険者数6,128人(税算定は4~3月平均被保険者数)	【増要因】軽減対象者(軽減額)の減
4			子ども・子育て支援金分	46,311	0.4			皆増		一般医療分国保税調定見込額(軽減後)48,749千円×収納率見込95.00% 世帯数14,314世帯 被保険者数20,262人(税算定は4~3月平均被保険者数)	
5		滞納繰越分	医療給付費分	33,594	0.3	33,257	0.3	337	1.0	世帯数5,253世帯 209,965千円 ×収納率見込 16.0%	
6			後期高齢者支援金分	12,162	0.1	12,326	0.1	△164	△1.3	調定見込額 76,017千円 ×収納率見込 16.0%	
7			介護納付金分	5,628	0.0	5,905	0.1	△277	△4.7	調定見込額 35,175千円 ×収納率見込 16.0%	
8			計	1,746,034	15.2	1,651,022	14.3	95,012	5.8		
9		使用料及び手数料	1,200	0.0	1,200	0.0	0	0.0	督促手数料 100円 × 12,000人		
10	国庫	災害臨時特例補助金	1	0.0	1	0.0	0	0.0	原免避難者に対する一部負担金免除額に対する補助金。		
11		子ども・子育て支援金事業費補助金	440	0.0			皆増		システム改修に伴う国庫補助(10/10)		
12		計	441	0.0	1	0.0	440	44,000.0			
13	果支出金	保険給付費等交付金	8,768,288	76.4	8,876,730	76.7	△108,442	△1.2	普通交付金8,584,471千円 保険給付費支払いに充てるための交付分 特別交付金183,817千円 市町村独自の事情や取組に対して交付される交付金		
14		計	8,768,288	76.4	8,876,730	76.7	△108,442	△1.2			
15		財産収入	1,023	0.0	65	0.0	958	1,473.8	財政調整基金等預金利子984千円 株式配当金39千円		
17	繰入金	一般会計繰入金	832,635	7.3	858,790	7.4	△26,155	△3.0	保険基金安定(軽減分) 352,184千円(医療分231,192千円 支援分83,487千円 介護分25,724千円 子ども分11,781千円) 保険基金安定(保険者支援分) 190,517千円(医療分125,117千円 支援分45,780千円 介護分13,729千円 子ども分5,891千円) 財政安定化支援事業分 184,945千円 未就学児均等割軽減 1,781千円 出産育児一時金分(給付費の2/3)13,334千円 産前産後期間保険料軽減 734千円 事務費分 89,140千円(うち医療費助成減額分0千円)		
18		財政調整基金繰入金	93,008	0.8	152,340	1.3	△59,332	△38.9	06年度末基金残高 1,003,639千円 07年度末基金残高見込み 1,037,224千円(取崩し166,563千円、積立て200,148千円) 08年度末基金残高見込み 944,217千円(取崩し93,008千円、積立て1千円)※07年度剰余金は考慮していない。 財政調整基金については納付金等の不足の際の財源に充てるため保有。		
19		計	925,643	8.1	1,011,130	8.7	△85,487	△8.5			
20		繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0	前年度繰越金(整理科目)		
21		諸収入	30,739	0.3	32,822	0.3	△2,083	△6.3	延滞金16,000千円 第三者納付金5,000千円 返納金6,000千円 健診受診者納付金3,423千円 その他雑入316千円		
22		歳入合計	11,473,369	100.0	11,572,971	100.0	△99,602	△0.9			

令和8年度 国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

【歳出】

単位:千円

No.	区	分	08年度当初予算		07年度当初予算		比較		説	明	
			額	構成比	額	構成比	増減	伸び率			
1	総務費	総務管理費	62,527	0.5	66,391	0.6	△ 3,864	△ 5.8	一般管理費45,463千円 胆江・一関地区協議会負担金23千円 国保連負担金 17,041千円		
2		徴収税費	62,821	0.5	59,466	0.5	3,355	5.6	徴収嘱託員 13人(前年同)		
3		運営協議会費	419	0.0	421	0.0	△ 2	△ 0.5	委員報酬等		
4		計	125,767	1.1	126,278	1.1	△ 511	△ 0.4			
5	一般被保険者	療養給付費	7,387,801	64.4	7,529,100	65.1	△ 141,299	△ 1.9	被保険者数 20,262人	1人当たり負担額 364,614円	(保険給付は3~2月の平均被保険者数)
6		療養費	30,654	0.3	32,742	0.3	△ 2,088	△ 6.4	被保険者数 20,262人	1人当たり負担額 1,513円	(保険給付は3~2月の平均被保険者数)
7		高額療養費	1,164,745	10.2	1,159,187	10.0	5,558	0.5	被保険者数 20,262人	1人当たり負担額 57,484円	(保険給付は3~2月の平均被保険者数)
8		高額介護合算療養費	1,129	0.0	933	0.0	196	21.0			
9		移送費	142	0.0	142	0.0	0	0.0			
10		小計	8,584,471	74.8	8,722,104	75.4	△ 137,633	△ 1.6			
11	出産育児一時金	20,009	0.2	20,009	0.2	0	0.0	500千円 × 40人 = 20,000千円	直接支払手数料 210円 × 40件 = 9千円		
12	葬祭費	6,900	0.1	6,000	0.1	900	15.0	30千円 × 230人			
13	傷病手当金	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
14	審査支払手数料	18,530	0.2	20,115	0.2	△ 1,585	△ 7.9	48円 × 386,023件			
15	計	8,629,910	75.2	8,768,228	75.8	△ 138,318	△ 1.6				
16	国保事業費納付金	医療給付分	1,667,199	14.5	1,695,836	14.7	△ 28,637	△ 1.7	県に収める納付金。県が、県全体に係る医療給付費から各種国庫補助金等を差し引き、過去3年間の市町村の医療費の状況等により算定を行う。		
17		後期高齢者支援金分	651,843	5.7	655,392	5.7	△ 3,549	△ 0.5	県に収める納付金。県試算による後期高齢者支援金分。		
18		介護納付金分	198,335	1.7	191,985	1.7	6,350	3.3	県に収める納付金。県試算による介護納付金分。		
19		子ども・子育て支援金分	64,009	0.6			皆増		県に収める納付金。県試算による子ども・子育て支援金納付金分。		
20		計	2,581,386	22.5	2,543,213	22.0	38,173	1.5			
21	共同事業拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0	その他共同事業事務費拠出金 1千円			
22	保健事業費	107,918	0.9	106,346	0.9	1,572	1.5	健康講演会 670千円 国保だより 254千円 その他 3,369千円 特定健診 93,303千円 特定保健指導 10,322千円			
23	基金積立金	1	0.0	1	0.0	0	0.0	財政調整基金積立金			
24	諸支出金	23,386	0.2	23,904	0.2	△ 518	△ 2.2	保険税還付金、還付加算金 16,780千円 各種補助金償還金 3千円(整理科目) 直診勘定繰出金 0千円 病院事業繰出金6,603千円			
25	予備費	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0	療養給付費等分は県から交付されるため不足することがなくなり、出産育児一時金等の不足の際の予備費として、H30年度から20,000千円→5,000千円に減額。			
26	歳出合計	11,473,369	100.0	11,572,971	100.0	△ 99,602	△ 0.9				
27	歳入歳出差引	0		0		0					

令和8年度 国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)予算

資料3-2

単位:千円

【歳入】

No.	区	分	8年度当初予算		7年度当初予算		比較		8年度当初予算の内訳・内容				
				構成比		構成比	増減	率	療沢診療所	千既歯科診療所	室根診療所	その他	
1	診療収入等	国保診療報酬収入	20,800	3.9	21,100	4.1	△ 300	△ 1.4	13,800	0	7,000	0	積算方法 過去3か年(R4~6年)実績の平均×99%(10万円未満切捨て)
2		社保診療報酬収入	20,100	3.7	18,100	3.5	2,000	11.0	9,500	0	10,600	0	"
3		後期高齢者診療報酬収入	61,500	11.4	69,000	13.5	△ 7,500	△ 10.9	33,100	0	28,400	0	"
4		一部負担金	20,600	3.8	21,600	4.2	△ 1,000	△ 4.6	11,900	0	8,700	0	"
5		その他診療報酬収入	2,960	0.6	2,510	0.5	450	17.9	870	0	2,090	0	積算方法 過去3か年(R4~6年)実績の平均×99%(1万円未満切捨て)
6		小計	125,960	23.4	132,310	25.8	△ 6,350	△ 4.8	69,170	0	56,790	0	
7	歯科収入	国保診療報酬収入	23,500	4.4	24,200	4.7	△ 700	△ 2.9	8,100	7,600	7,800	0	積算方法 直近3か年(R4~6年)実績の平均×99%(10万円未満切捨て)
8		社保診療報酬収入	23,200	4.3	22,800	4.5	400	1.8	6,400	8,400	8,400	0	"
9		後期高齢者診療報酬収入	28,500	5.3	26,800	5.2	1,700	6.3	10,300	6,700	11,500	0	"
10		一部負担金	19,300	3.6	19,200	3.7	100	0.5	6,400	5,900	7,000	0	"
11		その他診療報酬収入	3,420	0.6	3,470	0.7	△ 50	△ 1.4	560	1,170	1,690	0	積算方法 直近3か年(R4~6年)実績の平均×99%(1万円未満切捨て)
12		小計	97,920	18.2	96,470	18.8	1,450	1.5	31,760	29,770	36,390	0	
13	計	223,880	41.6	228,780	44.7	△ 4,900	△ 2.1	100,930	29,770	93,180	0		
14	介護保険サービス収入	362	0.1	382	0.1	△ 20	△ 5.2	60	1	301	0	介護居宅療養指導収入 直近3か年(R4~6年)実績の平均×95%	
15	使用料及び手数料	26,590	4.9	27,025	5.3	△ 435	△ 1.6	11,356	1,099	14,135	0	各種証明手数料、検査手数料、健診料等	
16	諸収入	4,641	0.9	5,045	1.0	△ 404	△ 8.0	1,587	1,043	1,822	189	休日当番医、夜間救急当番医委託料等	
17	一般会計繰入金	202,802	37.7	188,408	36.8	14,394	7.6	9,583	8,123	17,468	167,628	交付税算入分 35,174千円 赤字補填分 167,628千円	
18	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0	0	0		
19	市債	23,700	4.4	6,200	1.2	17,500	282.3	10,380	6,870	6,450	0	医療設備整備分 16,400千円 施設改修分 7,300千円	
20	国庫補助金	5,457	1.0	5,857	1.1	△ 400	△ 6.8	3,637	252	1,568	0	医療設備整備補助金(補助率1/2)	
21	県支出金	50,124	9.3	50,578	9.9	△ 454	△ 0.9	14,301	7,221	28,602	0	特別調整交付金分(へき地直営診療所運営費)	
	歳入合計	537,557	100.0	512,276	100.0	25,281	4.9	151,835	54,379	163,526	167,817		

令和8年度 国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)予算

【歳出】

単位:千円

No.	区	分	8年度当初予算		7年度当初予算		比較		8年度当初予算の内訳・内容					
			金額	構成比	金額	構成比	増減	率	検診診療所	千厩歯科診療所	室根診療所	その他		
1	総務費	給料・手当等	227,028	42.2	219,707	42.9	7,321	3.3	96,619	25,286	105,123	0	職員給与	
2		共済費	42,186	7.8	42,095	8.2	91	0.2	17,244	6,598	18,344	0	職員給与	
3		報酬	25,934	4.8	24,903	4.9	1,031	4.1	8,288	11,969	5,677	0	会計年度任用職員分	
4		報償費	7,519	1.4	8,339	1.6	△ 820	△ 9.8	3,640	210	3,660	9	歯科医師研修指導報償、代診医師報償等	
5		旅費	2,599	0.5	2,835	0.6	△ 236	△ 8.3	1,081	519	988	11	代診歯科医師等交通費	
6		需用費	13,732	2.6	13,774	2.7	△ 42	△ 0.3	4,264	2,290	7,178	0	事務用消耗品、燃料費等	
7		役務費	3,184	0.6	3,453	0.7	△ 269	△ 7.8	1,302	369	1,513	0	通信運搬費、予防衣等クリーニング料等	
8		委託料	32,144	6.0	30,792	6.0	1,352	4.4	10,179	899	21,066	0	施設管理委託料、医療事務委託料	
9		使用料及び賃借料	2,373	0.4	2,249	0.4	124	5.5	401	798	1,156	18	AED賃借料、LED照明賃借料等	
10		工事請負費	7,321	1.4	600	0.1	6,721	1,120.2	688	6,633	0	0	公共施設等管理計画推進費	
11		備品購入費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0		
12		負担金補助及び交付金	266	0.0	265	0.1	1	0.4	68	68	130	0	全国国保診療施設協議会負担金、研修参加負担金	
13		公課費	1,487	0.3	1,361	0.3	126	9.3	25	0	17	1,445	消費税及び地方消費税	
14		小計	365,773	68.0	350,373	68.4	15,400	4.4	143,799	55,639	164,852	1,483		
15	予防推進費	需用費(医薬材料費)	470	0.1	470	0.1	0	0.0	0	470	0	0	乳幼児フッ素塗布・特養入所者等歯科検診等材料費	
16		小計	470	0.1	470	0.1	0	0.0	0	470	0	0		
17	研究研修費	旅費	207	0.0	277	0.1	△ 70	△ 25.3	91	43	73	0	学会等研修旅費	
18		需用費(消耗品費)	317	0.1	262	0.1	55	21.0	39	168	110	0	参考図書類	
19		使用料及び賃借料	5	0.0	5	0.0	0	0.0	0	0	5	0	高速道路使用料	
20		負担金補助及び交付金	161	0.0	165	0.0	△ 4	△ 2.4	58	0	103	0	学会等参加負担金	
21	小計	690	0.1	709	0.1	△ 19	△ 2.7	188	211	291	0			
22	計	366,933	68.3	351,552	68.6	15,381	4.4	143,987	56,320	165,143	1,483			
23	医業費	需用費	消耗品費	870	0.2	870	0.2	0	0.0	463	0	407	0	医療用消耗品
24			修繕料	1,250	0.2	1,250	0.2	0	0.0	250	0	1,000	0	医療用機器修繕料
25			医薬材料費	60,671	11.3	63,455	12.4	△ 2,784	△ 4.4	34,705	0	25,966	0	医療用薬品、材料
26		委託料	7,012	1.3	7,523	1.5	△ 511	△ 6.8	3,533	0	3,479	0	検査委託料、医療用機器保守点検委託料	
27		使用料及び賃借料	2,341	0.4	2,264	0.4	77	3.4	1,254	0	1,087	0	医療用酸素、在宅用呼吸療法装置、画像転送システム使用料	
28		備品購入費	9,296	1.7	4,448	0.9	4,848	109.0	6,160	0	3,136	0	医療用機器	
29		小計	81,440	15.2	79,810	15.6	1,630	2.0	46,365	0	35,075	0		
30	歯科医業費	需用費	消耗品費	519	0.1	519	0.1	0	0.0	181	226	112	0	歯科医療用消耗品
31			修繕料	1,963	0.4	2,101	0.4	△ 138	△ 6.6	400	400	1,163	0	歯科医療用機器修繕料
32			医薬材料費	16,730	3.1	14,648	2.9	2,082	14.2	4,554	3,259	8,917	0	歯科医療用薬品、材料
33		手数料	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0		
34	委託料	15,240	2.8	15,003	2.9	237	1.6	5,280	3,194	6,766	0	歯科科技等委託料		
35	備品購入費	13,257	2.5	8,809	1.7	4,448	50.5	7,483	504	5,270	0	歯科用医療機器		
36	小計	47,709	8.9	41,080	8.0	6,629	16.1	17,898	7,583	22,228	0			
37	計	129,149	24.0	120,890	23.6	8,259	6.8	64,263	7,583	57,303	0			
38	公債費	元金	35,459	6.6	33,477	6.5	1,982	5.9	6,277	1,832	27,350	0	市債償還元金	
39		利子	3,016	0.6	3,357	0.7	△ 341	△ 10.2	382	293	2,341	0	市債償還利子	
40		計	38,475	7.2	36,834	7.2	1,641	4.5	6,659	2,125	29,691	0		
41	予備費	3,000	0.6	3,000	0.6	0	0.0	0	0	0	3,000			
	歳出合計	537,557	100.0	512,276	100.0	25,281	4.9	214,909	66,028	252,137	4,483			
	歳入歳出差引	0		0		0	0.00	△ 63,074	△ 11,649	△ 88,611	163,334			

収益的収入及び支出

【収入】

款 項	目	R8年度 当初予算	R7年度 当初予算	比較		備 考
				増減	増減率	
1.	病院事業収益	2,125,000	2,095,000	30,000	1.4	
1.	1. 医業収益	962,417	966,258	△ 3,841	△ 0.4	
	1. 入院収益	457,480	464,135	△ 6,655	△ 1.4	診療報酬及び自己負担金等
	2. 外来収益	412,133	407,899	4,234	1.0	診療報酬及び自己負担金等
	3. その他医業収益	54,434	57,930	△ 3,496	△ 6.0	検診、受託検査等
	4. 他会計負担金	38,370	36,294	2,076	5.7	一般会計負担金
2.	2. 医業外収益	126,971	114,535	12,436	10.9	
	1. 受取利息及び配当金	4,000	130	3,870	2,976.9	
	2. 補助金	3,303	4,431	△ 1,128	△ 25.5	国保調整交付金等
	3. 負担金及び交付金	85,146	82,526	2,620	3.2	一般会計負担金
	4. 長期前受金戻入	28,694	23,191	5,503	23.7	長期前受金収益化額
	5. その他医業外収益	5,828	4,257	1,571	36.9	雇用保険料等
3.	3. 介護サービス事業収益	989,178	977,938	11,240	1.1	
	1. 介護老人保健施設収益	310,860	317,469	△ 6,609	△ 2.1	介護報酬及び自己負担金等
	2. 介護老人福祉施設収益	461,464	444,209	17,255	3.9	介護報酬及び自己負担金等
	3. デイサービスセンター収益	113,244	113,220	24	0.0	介護報酬及び自己負担金等
	4. 訪問看護収益	37,848	37,581	267	0.7	介護報酬及び自己負担金等
	5. 居宅介護支援収益	45,179	42,974	2,205	5.1	介護報酬等
	6. 包括支援センター収益	20,583	22,485	△ 1,902	△ 8.5	運営委託料等
4.	4. 介護サービス事業外収益	17,083	16,599	484	2.9	
	1. 負担金及び交付金	1,916	928	988	106.5	一般会計負担金
	2. 長期前受金戻入	11,774	12,094	△ 320	△ 2.6	長期前受金収益化額
	3. その他介護サービス事業外収益	3,393	3,577	△ 184	△ 5.1	雇用保険料等
5.	5. 特別利益	29,351	19,670	9,681	49.2	
	1. 過年度損益修正益	1	1	-	-	
	2. その他特別利益	29,350	19,669	9,681	49.2	長期前受金未収益化額等

【支出】

(単位：千円、%)

款 項	目	R8年度 当初予算	R7年度 当初予算	比較		備 考
				増減	増減率	
1.	病院事業費用	2,280,000	2,253,000	27,000	1.2	
1.	1. 医業費用	1,149,051	1,172,786	△ 23,735	△ 2.0	
	1. 給与費	691,979	699,033	△ 7,054	△ 1.0	給料、手当等
	2. 材料費	191,982	198,647	△ 6,665	△ 3.4	医薬品、診察材料費等
	3. 経費	157,344	171,608	△ 14,264	△ 8.3	一般管理費
	4. 減価償却費	102,768	92,646	10,122	10.9	各種資産減価償却費
	5. 資産減耗費	1,200	6,774	△ 5,574	△ 82.3	各種資産除却費等
	6. 研究研修費	3,778	4,078	△ 300	△ 7.4	職員研修費
2.	2. 医業外費用	46,796	7,612	39,184	514.8	
	1. 支払利息及び企業債取扱諸費	3,606	2,006	1,600	79.8	企業債償還利息
	2. 消費税等	2,486	2,575	△ 89	△ 3.5	消費税納付額
	3. その他医業外費用	40,704	3,031	37,673	1,242.9	経営改善コンサルティング費用等
3.	3. 介護サービス事業費用	1,081,502	1,068,490	13,012	1.2	
	1. 給与費	778,474	772,142	6,332	0.8	給料、手当等
	2. 材料費	108,006	108,164	△ 158	△ 0.1	療養材料費等
	3. 経費	126,672	119,855	6,817	5.7	一般管理費
	4. 減価償却費	64,056	65,955	△ 1,899	△ 2.9	各種資産減価償却費
	5. 資産減耗費	2,104	175	1,929	1,102.3	各種資産除却費等
	6. 研究研修費	2,190	2,199	△ 9	△ 0.4	職員研修費
4.	4. 介護サービス事業外費用	2,051	3,512	△ 1,461	△ 41.6	
	1. 支払利息及び企業債取扱諸費	1,417	2,530	△ 1,113	△ 44.0	企業債償還利息
	2. 消費税等	184	166	18	10.8	消費税納付額
	3. その他介護サービス事業外費用	450	816	△ 366	△ 44.9	職員給食材料費等
5.	5. 特別損失	600	600	-	-	
	1. 過年度損益修正損	600	600	-	-	
6.	6. 予備費	-	-	-	-	
	1. 予備費	-	-	-	-	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

【収 入】

款 項	目	R8年度 当初予算	R7年度 当初予算	比較		備 考
				増減	増減率	
1.	資本の収入	78,851	170,525	△ 91,674	△ 53.8	
1.	企業債	10,500	122,400	△ 111,900	△ 91.4	
	1. 公営企業債	10,500	122,400	△ 111,900	△ 91.4	建設改良事業分
2.	負担金	50,850	32,774	18,076	55.2	
	1. 他会計負担金	50,850	32,774	18,076	55.2	企業債償還元金分
3.	補助金	3,300	2,750	550	20.0	
	1. 県補助金	3,300	2,750	550	20.0	国保特別調整交付金
4.	介護サービス事業企業債	14,200	12,600	1,600	12.7	
	1. 介護サービス事業企業債	14,200	12,600	1,600	12.7	建設改良事業分
5.	寄附金	1	1	-	-	
	1. 寄附金	1	1	-	-	

【支 出】

(単位：千円、%)

款 項	目	R8年度 当初予算	R7年度 当初予算	比較		備 考
				増減	増減率	
1.	資本の支出	164,000	281,000	△ 117,000	△ 41.6	
1.	建設改良費	24,797	141,208	△ 116,411	△ 82.4	
	1. 施設整備費	6,600	-	6,600	皆増	施設整備費
	2. 固定資産購入費	18,197	141,208	△ 123,011	△ 87.1	医療機器等購入、医師送迎用車両購入
2.	企業債償還金	69,448	56,570	12,878	22.8	
	1. 企業債償還金	69,448	56,570	12,878	22.8	病院分償還元金
3.	介護サービス事業建設改良費	52,198	23,382	28,816	123.2	
	1. 固定資産購入費	41,422	12,606	28,816	228.6	介護機器等購入
	2. リース資産購入費	10,776	10,776	-	-	空調機リース料
4.	介護サービス事業企業債償還金	17,557	59,840	△ 42,283	△ 70.7	
	1. 企業債償還金	17,557	59,840	△ 42,283	△ 70.7	介護サービス事業分償還元金

【諮問第5号】

一 関市国民健康保険条例の一部改正について

一 関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一 関市国民健康保険条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</p> <hr/> <p>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）</p> <p>に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）</p> <p>に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する</p>

<p>費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p>	<p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p>
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る</p>
<p>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2</p>
<p>第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2</p>	<p>第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2</p>
<p>項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額</p>	<p>項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額</p>
<p>(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に別表第1に掲げる数</p>	<p>(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に別表第1に掲げる数</p>
<p>値を乗じて算定する。</p>	<p>値を乗じて算定する。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p>
<p>第10条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に別表第</p>	<p>第10条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に別表第</p>
<p>4に掲げる数値を乗じて算定する。</p>	<p>4に掲げる数値を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被</p>
<p>保険者均等割額)</p>	<p>保険者均等割額)</p>
<p>第11条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について別表</p>	<p>第11条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について別表</p>

第4に掲げる金額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条の2 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について別表第4に掲げる金額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第11条の3 第2条第5項の世帯別平等割額は、1世帯について別表第4に掲げる金額とする。

第10条 [略]

第12条 [略]

第11条 [略]

第13条 [略]

第12条 [略]

第14条 [略]

第13条 [略]

第15条 [略]

第14条 [略]

第16条 [略]

第15条 [略]

第17条 [略]

第16条 [略]

第18条 [略]

第17条 [略]

第19条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 [略]

(1) [略]

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第4に掲げる金額
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額1世帯について別表第4に掲げる金額
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第5に掲げる金額
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第5に掲げる金額
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第6に掲げる金額
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額
- (2) [略]
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第4に掲げる金額

第20条 [略]

第21条 [略]

第22条 [略]

(国民健康保険税の減額)

第23条 [略]

(1) [略]

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第5に掲げる金額
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額1世帯について別表第5に掲げる金額
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第6に掲げる金額
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第7に掲げる金額
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について別表第7に掲げる金額
- (2) [略]
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第5に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
1 世帯について別表第4に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除
く。) 1人について別表第5に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 1世帯について別表第5に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ
いて別表第6に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい
て別表第6に掲げる金額

(3) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除
く。) 1人について別表第5に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 1世帯について別表第5に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ
いて別表第6に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい
て別表第6に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
1世帯について別表第5に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除
く。) 1人について別表第6に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ
いて別表第7に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい
て別表第7に掲げる金額

(3) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
別表第5に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
1世帯について別表第5に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除
く。) 1人について別表第6に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ
いて別表第7に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい
て別表第7に掲げる金額

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第1及び別表第2に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とする。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額から、別表第1及び別表第2に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とする。

(1)～(6) [略]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第1並びに別表第2及び別表第4に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とする。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第21条の2 [略]

第24条 [略]

第22条 [略]

第22条の2 [略]

第22条の3 [略]

第23条 [略]

第24条 [略]

第25条 [略]

第25条 [略]

第26条 [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

別表第4 (第10条、第11条、第11条の2、第11条の3関係)
子ども・子育て支援納付金課税額分の税率等

項目			税率等
第10条	所得割	税率	0.3%
第11条	均等割	被保険者1人当たり	1,050円
第11条の2	18歳以上均等割	被保険者1人当たり	50円
第11条の3	平等割	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
			特定世帯
			特定継続世帯
			700円
			350円
			525円

別表第4 (第21条関係)

別表第5 (第23条関係)

<p>[略]</p> <p>別表第5 (第21条関係)</p> <p>[略]</p> <p>別表第6 (第21条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>別表第6 (第23条関係)</p> <p>[略]</p> <p>別表第7 (第23条関係)</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

	<p>件名</p>	<p>一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案内容</p>	<p>【要 旨】 子ども・子育て支援法等の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額を追加するなど、所要の改正をしようとするもの</p> <p>【内 容】</p> <p>1 改正に係る経緯</p> <p>(1) 令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、令和8年度から、支援納付金対象費用（※）に充てるため、医療保険者は被保険者から支援納付金を徴収する。</p> <p>※支援納付金対象費用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当（R 6. 10～） ・妊婦支援給付金（R 7. 4～） ・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R 7. 4～） ・こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R 8. 4～） ・国民年金第1号被保険者の育児時間中保険料免除（R 8. 10～） ・子ども・子育て支援特例公債の償還金等 </div> <p>(2) 基本的な方向性（出典：令和7年3月こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室「子ども・子育て支援金制度について」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険者が被保険者から徴収する支援納付金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援納付金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援納付金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準じる形で実施。 ・ 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援納付金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。 ・ 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講じる。 <p>(3) 子ども・子育て支援納付金分税率設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者数及び世帯数については、令和8年1月5日現在の被保険者数20,299人、世帯数14,163世帯で試算 ・ 令和6年分の所得により算定 ・ 岩手県から示された標準保険料率と同額の税率で算定した場合、おおむね県事業費納付金程度の国保税を徴収する見込みとなることから標準保険料率と同率の税率とする。 ・ 低所得者に係る均等割及び平等割軽減額及び18歳に達する日以後の最初の3月31日以 	

前までの子ども・子ども・子育て支援納付金分の均等割軽減額については、国から保険基盤安定負担金として財政措置されるため、税率には見込まない。

- ・ 当市の現在の課税状況と同様に、低所得者の負担に配慮し、概ね応能割が50%、応益割が50%の割合で設定する。

○ 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率等

項目		税率等		
第10条	所得割	税率	0.3%	
第11条	均等割	被保険者1人当たり	1,050円	
第11条の2	18歳以上均等割	被保険者1人当たり	50円	
第11条の3	平等割	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	700円
			特定世帯	350円
			特定継続世帯	525円

※ 特定世帯とは、国民健康保険加入者が1人だけの世帯のうち、特定同一世帯所属者が属する世帯であって、特定同一世帯所属者が国民健康保険の資格を喪失した日の前日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過するまでの間にあるものをいう。

※ 特定継続世帯とは、特定世帯として5年を経過後、更に3年を経過する月までの間にあるものをいう。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する人をいう。

2 改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金分の税率等の追加

現行の国民健康保険税（基礎課税額分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分）に加え、子ども・子育て支援納付金分税率等を下記のとおり定める。

	①基礎課税額分 (医療給付費分)	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分	④子ども・子育て支援納付金分
所得割	7.56%	2.78%	2.47%	0.3%
均等割	19,800円	7,100円	7,700円	1,100円
平等割	20,300円	7,400円	5,800円	700円
限度額	660,000円	260,000円	170,000円	令和8年6月通常会議で提案

(2) 子ども・子育て支援納付金課税額の軽減額

低所得者に対する国民健康保険税（子ども・子育て支援納付金分）の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減額を追加する予定ではあるが、根拠となる地方税法施行令が未改正（年度末に改正の見込み）であるため、限度額と共に次回令和8年6月通常会議において条例一部改正案を提出予定である。

なお、子ども・子育て支援納付金課税額のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもの被保険者均等割については全額軽減とする予定。

○ 子ども・子育て支援納付金分の軽減予定額（令和8年6月通常会議で改正予定分）

		項目		軽減額
7 割 軽減	第23条第1項 第1号キ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		735円
	第23条第1項 第1号ク	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上被保険者均等割の軽減額		35円
	第23条第1項 第1号ケ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	490円
			特定世帯	245円
		特定継続世帯	367円	
5 割 軽減	第23条第1項 第2号キ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		525円
	第23条第1項 第2号ク	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上被保険者均等割の軽減額		25円
	第23条第1項 第2号ケ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	350円
			特定世帯	175円
		特定継続世帯	262円	
2 割 軽減	第23条第1項 第3号キ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		210円
	第23条第1項 第3号ク	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上被保険者均等割の軽減額		10円
	第23条第1項 第3号ケ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	140円
			特定世帯	70円
		特定継続世帯	105円	

○ 国民健康保険税率等（令和8年度子ども・子育て支援納付金分）

	税率等	国保税額 ①	軽減額 ②	国保税算出 額 ③ (①-②)	所得限度 額④	国保税徴収 額 (③-①)	国保税-課税 限度額超過 ①-④	応益・ 応能割合
所得割	0.3%	36,497,976	0	36,497,976				50.15%
均等割	1,100円	22,328,900	8,523,326	13,805,574				49.84%
平等割	700円	9,307,025	3,257,458	6,049,567				
合計額		68,133,901	11,780,784	56,353,117	4,660,373	51,692,744	63,473,528	

2 施行期日 令和8年4月1日

【課題・問題】

なし

備考

1 改正による試算

子ども・子育て支援納付金制度が令和8年度に創設され、現行の国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金分を上乗せして徴収することとなるが、子ども・子育て支援納付金は令和10年度まで段階的に導入されることから、令和10年度まで毎年度子ども・子育て支援納付金の国保税率の見直しが必要になる。

※子ども・子育て支援納付金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 950円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 900円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

※ 出典：令和7年3月子ども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室「子ども・子育て支援金制度について」

2 県事業費納付金（子ども・子育て支援納付金分）見込み額

年度	県事業費納付金 (子ども・子育て支援納付金分)	被保険者見込数	月額(1人 あたり)	備考
令和8年度	64,008,556円	20,262人	263円	県の本算定額
令和9年度	70,700,400円	19,639人	300円	国が示す1人あたりの平均額から推計
令和10年度	90,408,000円	18,835人	400円	//

※ 年間見込額に軽減額は反映していない。

3 今後の条例改正等について

- (1) 「令和8年度税制改正の大綱」(令和7年12月26日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減対象世帯(5割・2割)の所得基準となる金額の引上げなどが予定されており、地方税法施行令が改正される見込みである。(令和8年6月議会に条例改正提案予定)
- (2) 令和7年度の税制改正による給与所得控除の引上げ(令和7年12月1日改正)や年金制度改革における被用者保険の対象拡大(令和9年10月1日から段階的に実施)を踏まえ、国保の被保険者数の減少や国保税所得割額に影響を受ける可能性がある。
- (3) 財政調整基金の取扱いについて情報収集に努め、適切な基金残高となるよう検討する。

4 関係法令等

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号。令和6年6月12日公布、一部の規定を除き令和6年10月1日施行)

改正前	改正後
<p>(国から市町村に対する交付金の交付等)</p> <p>第68条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第1号に掲げる費用に充当させるため、第71条の3第1項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付する。</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第2号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の2分の1を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。</p> <p>3 国は、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第4号及び第5号に掲げる費用のうち、第67条第2項の政令で定めるところにより算定した額の2分の1を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。</p>	<p>(国から市町村に対する交付金の交付等)</p> <p>第68条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第1号に掲げる費用に充当させるため、第71条の3第1項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付する。</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第2号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の2分の1を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。</p> <p>3 国は、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第4号及び第5号に掲げる費用のうち、第67条第2項の政令で定めるところにより算定した額の2分の1を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。</p> <p><u>4 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第5号の2に掲げる費用に充当させるため、当該費用の額の4分の3に相</u></p>

第69条～第71条の2 [略]

当する額を交付する。この場合において、国が交付する交付金のうち、当該費用の額の4分の1に相当する額は国が負担し、当該費用の額の2分の1に相当する額は第71条の3第1項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資とする。

第69条～第71条の1 [略]

第71条の2 この節において「健康保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法
- (5) 地方公務員等共済組合法
- (6) 私立学校教職員共済法

2 この節において「健康保険者」とは、健康保険各法の規定により保険給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

3 この節において「被用者保険等保険者」とは、健康保険者（健康保険法第123条第1項の規定による保険者（以下この節において「日雇保険者」という。）としての全国健康保険協会、都道府県及び国民健康保険組合を除く。）又は同法第3条第1項第8号の承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であって内閣総理大臣が定めるものをいう。

4 この節において「地域保険等保険者」とは、被用者保険等保険者以外の健康保険者をいう。

5 この節において「健康保険者等」とは、健康保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下この節において「後期高齢者医療広域連合」という。）をいう。

6 この節において「加入者等」とは、次に

掲げる者をいう。

(1) 健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を除く。）

(2) 船員保険法の規定による被保険者

(3) 国民健康保険法の規定による被保険者

(4) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(5) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(6) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。）

(7) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者（同法第3条第2項ただし書の承認を受けて同項に規定する日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるそれらの者の被扶養者を除く。）

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

第71条の3 政府は、次に掲げる費用（以下「支援納付金対象費用」という。）に充てるため、令和8年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

(1) 第68条第1項の規定による交付金の交付に要する費用

(2) 第68条第4項の規定による交付金の交付に要する費用（当該費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。）

(3) 児童手当法第19条の規定による交付金の交付に要する費用（同条第1項の規定による交付金の交付に要する費用のうち拠出金を原資とする部分を除いた部分並びに同条第2項及び第3項の規定による交付金の交付に要する費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。）

(4) 雇用保険法第61条の6第3項に規定する出生後休業支援給付金及び同条第4項に規定する育児時短就業給付金の支給に要する費用

(5) 国民年金法第88条の3第3項の規定による保険料に相当する額の補給に要する費用

(6) 子ども・子育て支援特例公債等（第71条の27に規定する子ども・子育て支援特例公債等をいう。以下この号において同じ。）の償還金（同条に規定する借換国債を発行した場合にあっては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの

2. 健康保険者等は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う。

（子ども・子育て支援納付金の額）

第71条の4 前条第1項の規定により各健康保険者等から毎年度徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、当該年度（以下この条において「徴収年度」という。）の当該健康保険者等に係る概算支援納付金の額とする。ただし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えるときは、徴収年度の概算支援納付金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額に満たないときは、徴収年度の概算支援納付金の額にその満たない額

とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項ただし書の調整金額は、徴収年度の前々年度における全ての健康保険者等に係る概算支援納付金の額と確定支援納付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して内閣府令で定めるところにより健康保険者等ごとに算定される額とする。



国年第 10029 号

一関市国民健康保険運営協議会
会長 千葉敏紀様

一関市国民健康保険事業の運営に関し、下記事項について諮問します。

記

- 諮問第 1 号 令和 7 年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 諮問第 2 号 令和 8 年度一関市国民健康保険事業計画について
- 諮問第 3 号 令和 8 年度一関市国民健康保険特別会計予算について
- 諮問第 4 号 令和 8 年度一関市病院事業会計予算について
- 諮問第 5 号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

令和 8 年 1 月 29 日

一関市長 佐藤善仁



令和8年1月29日

一関市長 佐藤善仁様

一関市国民健康保険運営協議会

会長 千葉敏紀

答 申 書

本日諮問のあった下記事項について、本協議会を開催し審議した結果、適当と認め諮問どおり答申いたします。

記

諮問第1号 令和7年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

諮問第2号 令和8年度一関市国民健康保険事業計画について

諮問第3号 令和8年度一関市国民健康保険特別会計予算について

諮問第4号 令和8年度一関市病院事業会計予算について

諮問第5号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について